

あま市アマノギフト事業協力事業者募集説明書

1 目的

コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受けている市内事業者及び主に現役世代の市民の負担を軽減するために、アマノギフト事業（以下「事業」という。）を実施します。

市民に対し、地域の魅力が詰まった商品又は提供するサービスをアマノギフト（以下「ギフト」という。）として協力事業者を通じて配付する事業です。

本事業に協力していただける協力事業者を募集します。

2 募集事業者数

200者（先着）

3 募集期間

令和4年8月1日から令和4年8月22日まで（※ただし、定員になり次第締め切り）

4 対象者数（令和4年8月1日において、本市の住民基本台帳に記録されている、昭和37年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人）

約48,000人

5 協力事業者のメリット

協力事業者名、ギフトの商品画像や商品名、ギフトの説明文が掲載された「アマノギフトカタログ」を作製し、対象者全員に配付しますので、商品や事業者のPRになります。カタログは市公式ウェブサイトにも掲載します。なお、カタログ作製について事業者の費用負担はありません。

ギフトの発送にあたって、取扱商品カタログ、チラシ等を同梱することができます。

6 応募要件

下記(1)から(3)の各要件にあてはまること。ただし、協力事業者として適当でないと認めた場合、又はギフトとして適当でないと認めた場合は採用されません。

なお、「(1)協力事業者の要件」については、テストメールの送受信を行い、要件が満たされているか確認します。

(1) 協力事業者の要件

ア 市内に事業所があること

イ 市税に滞納がないこと

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと

エ その役員又は従業者が暴力団員等でないこと

オ 特定の宗教・政治団体と関わりがないこと

カ 公序良俗に反する営業を行っていないこと

キ インターネット接続環境があり、ワード・エクセルによる書類作成、メールへの各種ファイル（JPG または PNG 等の画像ファイル含む）の添付、パソコン等でメールでのやり取りが行えること

(2) ギフトの要件

ア 市から委託を受けた株式会社JTB名古屋事業部（以下、「市委託業者」という。）からの依

頼後、速やかに発送できること

イ 飲食物の場合は、適切な賞味期限が保証されていること

ウ 保冷が必要なギフトの場合は、保冷状態を保った発送方法とすること

エ 協力事業者の店舗で消費する券(食事券、チケット等)の場合は額面、有効期限等を記載し、協力事業者の責任において作製すること

オ ギフトは1事業者1品(1セット)とすること

カ 発送の履歴の分かる発送方法とすること

キ その他、市長が認めるもの

(3) その他の要件

ア 本事業の再委託又は権利譲渡は不可とする

イ やむを得ずギフトを変更・廃止するときは、あらかじめ市委託業者へ相談・報告すること

ウ ギフトの品質、発送方法等の苦情には、市及び市委託業者は一切責任を負わないので、協力事業者自らが誠意をもって対応し解決すること

エ ギフトに対する苦情や発送事故があった場合には、苦情等の事実並びに対応の結果を速やかに市委託業者に報告すること

オ 事業の広報を目的としたウェブサイト、カタログ等の作製に関し必要な協力を行うこと

7 市委託業者の負担額

送付1件につき3,300円(消費税、包装代、梱包代及び送料等ギフトの送付に要する一切の経費を含む。)

8 ギフトの提供期間

市委託業者が依頼してから令和5年3月31日まで

9 応募方法

必要事項を記入の上、「アマノギフト承認申請書」及び「誓約書」を市受託業者株式会社JTB名古屋事業部へメールで提出すること。

10 結果の通知

申請書の内容等を審査(納税部分については市に確認)し、業者からアマノギフト登録承認・不承認通知書により申請者に結果を通知します。

11 契約の締結

ギフトが承認された場合、市委託業者と個別契約を締結します。

12 カタログ作製の協力

カタログの作製について、画像の提供等必要な協力を行うこと。

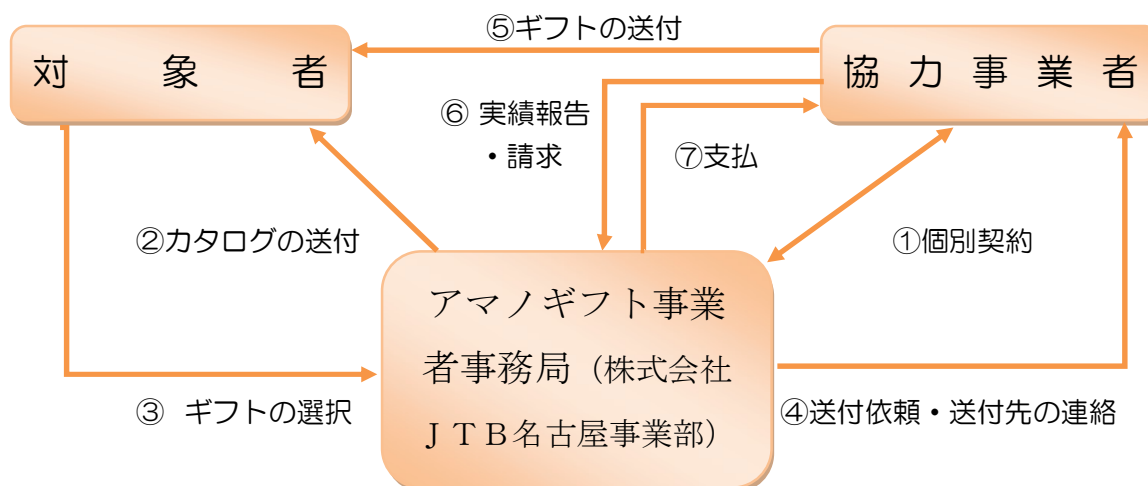
13 ギフトの送付

対象者から市委託業者へギフトの配付申込みがあったときは、市委託業者はメールで協力事業者にギフトの送付を依頼します。依頼のあった場合、速やか送付すること。(対象者から市委託業者へのギフトの申込期限は、令和4年11月30日とする)

1 4 実績報告

ギフトを送付したときは、アマノギフト送付実績報告書兼請求書及びアマノギフト送付実績一覧表を市委託業者に原則メールで提出すること。請求書等の内容を確認し、適当と認める場合、原則、請求があった日から30日以内に、協力事業者の指定する口座へ振り込みます。

1 5 事業の流れ



1 6 個人情報の取扱い

あま市個人情報保護条例(平成22年あま市条例第8号)に従い、ギフト受取人の住所をはじめとする市委託業者から取得した個人情報を適正に管理するとともに事業以外の目的に利用しないこと。

また、本事業が終了した場合は、市委託業者から受領した個人情報の全てについて、速やかに廃棄すること。